

全保協ニュース

[協議員情報]

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A (vol. 2) が発出される ……………… 1
- ◆ 多様な保育促進事業（保育利用支援事業等）の実施要綱が示される ……………… 2

◆社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A (vol. 2) が発出される

平成29年4月25日、厚生労働省は、事務連絡「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A (vol. 2)」についてを発出しました。

平成29年2月13日に示された「社会福祉充実残額の算定に関するQ&A (vol. 1)」(全保協ニュースNo.16-59にて既報)から、20の項目が追加されています。社会福祉充実計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合の具体例と書類の保存期間や、都道府県等が実施する退職共済制度に加入している際の控除対象財産の考え方などが示されています。

詳細は、資料1をご参照ください。

社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A (vol.2)【抜粋】

問6 「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」とは、どのような場合か。【事務処理基準3の(2)関係】

(答)1. 公認会計士・税理士等への意見聴取費用や社会福祉充実事業の実施に向けたマーケティング費用等に係る見積もりの結果、当該費用が社会福祉充実残額を上回っているような場合などが想定される。

2. なお、当該見積もりに係る書類は、「社会福祉充実残額の計算過程に関する書類」として、社会福祉充実残額算定シート及びその別添「財産目録様式」とともに、10年間保存しておくことが必要である。

問7 社会福祉充実残額が正の数字となったものの、「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」に該当するような場合であっても、評議員会の承認、公認会計士・税理士等への意見聴取に係る義務は生じるか。【事務処理基準3の(2)関係】

(答)1. 義務は生じない。

問16 都道府県等が実施する退職共済制度に加入している法人において、会計処理上、資産の部の退職給付引当資産に掛金を計上する一方、負債の部の退職給付引当金に約定の

給付額を計上するなどにより、退職給付引当資産が退職給付引当金よりも多く計上されている場合に、当該差額部分は控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】

(答)1. ご指摘のような場合、資産の部に計上されている当該差額部分は、社会福祉充実残額として活用することが困難な資産であることから、控除対象財産に該当するものとして取り扱って差し支えない。

2. なお、この場合の財産目録の記載方法については、問24の方法によること。

問41 社会福祉充実計画において、法人における検討の結果、第1順位である社会福祉事業は実施せず、第2順位である地域公益事業又は第3順位である公益事業のみを実施することは可能か。

(答)1. 可能である。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1200000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000163324.pdf>

◆多様な保育促進事業（保育利用支援事業等）の実施要綱が示される

平成29年4月17日、厚生労働省は、局長通知「多様な保育促進事業の実施について」を発出しました。4つの事業についての実施要綱が示されています。

「保育利用支援事業」は、①0歳児期間の育児休業明けから入園する翌4月までの一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援すること、②保育所等が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人員費を加算する事業で、実施主体は市町村（待機児童解消加速化プランに参加する市町村。委託可。）です。

「サテライト型小規模保育事業」は、①保育所等の対象施設に家庭的保育事業者等との連携に向けた調整等を行う、連携支援コーディネーターを配置し、②満3歳以上の児童を受け入れることが可能となるよう、保育所等整備交付金の活用や3歳未満児の定員枠の3歳以上児の定員枠への振替えにより、定員の拡大を図ることを目的としています。実施主体は市町村です。

「医療的ケア児保育支援モデル事業」は、実施主体の都道府県および市町村が、看護師等を雇い上げ、医療的ケア児の受け入れのために保育所等へ看護師等を派遣する事業です。

「家庭支援推進保育事業」は、家庭環境に対する配慮などを行う上で特に配慮が必要とされる児童が入所児童の40%以上の保育所に、保育士を加配する事業です。児童の指導計画を作成し、定期的に家庭訪問をするなど、家庭に対する指導を行うこととされています。実施主体は市町村です。

これらは、平成29年度から「保育対策総合支援事業費補助金」により補助されます。詳細は、資料2をご参照ください。